

令和 3 年

亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 5月定例会会議録

### 1. 日 時

令和3年5月19日（水）午後4時00分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

### 3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

### 4. 欠席委員 なし

### 5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主事	岩 崎 圭一郎

### 6. 会議録署名者指名

3番委員（ 宮 村 由 久 委員 ）

4番委員（ 若 林 喜美代 委員 ）

## 7. 会議録の承認（4月定例会）

承認

## 8. 教育長報告

教育長 （令和3年5月定例会教育長報告に基づき報告）

宮村委員 教育委員会事務局におけるテレワークは進んでるのか。

教育部長 基本的には自宅における勤務は難しい部分がある一方で、可能である職員の一部が現在実施しています。また、事務局においては、庁舎内での分散勤務、フレックス勤務、有給休暇の取得等により、対応しています。その結果、毎日実質4～5割の縮減となっています。

宮村委員 分散等を行った結果、事務所における勤務人数が4～5割縮減されているということか。

教育部長 そのとおりです。

教育長 市役所の業務として、庁内LAN設備を使用しないとできない業務が多くあり、市役所と家のパソコンを経由した情報に関する技術的な操作や環境がないと仕事ができないということらしい。現在のところ、生涯学習課の職員がテレワークを行っている。

参事生課長 実施している職員には、そのような環境が家にあるのでテレワークを行っています。

宮村委員 今までの勤務というのは、USBをどこかに忘れるおそれがある等の観点から、仕事を持ち帰らずに行う取り組みであったが、今回、テレワークという180°転換された勤務であるため、戸惑い等もあろうかと思う。ただ、今後の状況から、難しいではなく前向きに検討していく必要があると考えられる。

（ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。）

## 9. 議事

教育長 議案第39号「令和3年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第39号「令和3年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」であります。提案理由としましては、令和3年6月亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別紙のとおり策

定することについて、委員会の議決を求めるものです。事務局の朗読をもって説明とさせていただきます。

総務GL (令和3年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告朗読)

大萱委員 2ページの上部、修学旅行のキャンセル料について、「最終学年の行事として次年度に振り替えることが出来ないことから、今後キャンセル料等違約金が発生した場合に保護者負担とならないように」とあるが、中止という考えではなく、延期を考えながら、実施できるように対策を図っていくということと理解している。その中で、延期によってキャンセル料は発生しないのか。

また、6ページの「図書館整備事業に対する国庫補助金が、前倒しで増額交付の内示があった」とのことだが、これは補助金が増額されたのか、若しくは補助金の額は変わらないが前倒しになっただけなのか、如何か。

学校課長 この件につきましては、各学校と情報交換を密にして再三打ち合わせを行っていますが、いつからキャンセル料が発生するのかを小まめに旅行業者に確認を取ってもらい、その前段階で変更等を行っているため、キャンセル料等は発生していません。

教育長 現在のところ発生していないということでもいいか。

学校課長 はい。

参事生課長 図書館の国庫補助金に関しましては、図書館保留床の工事負担金に係るもので、総額2億8,820万円は変わりありません。今回の補正に関しましては、令和4年度に交付される予定であった1億円が今年度前倒しで交付されるため、事業費として2億円、国庫支出金として1億円を補正として計上しています。

大萱委員 修学旅行について、キャンセル料等が発生しないよう様子を見て、場合によっては延期を行い、最終的には実施出来ればキャンセル料等は発生しないということでもいいか。

教育長 そのとおりである。昨年度も同様であった。

大萱委員 では、修学旅行が中止になった場合にキャンセル料が発生するという認識でいいか。

学校課長 はい。また、それに加えて体調不良等により参加を自粛した児童生徒に対しても、学校長が認める場合は、キャンセル料が発生した場合は負担することとしています。

大萱委員 負担するというのはどちらがが。  
学校課長 市が負担します。  
教育長 中止にならなくても、急な延期等によりキャンセルが発生した場合も市が保証するということである。また、極端な事を言うと、2回急な延期を行い、2回ともキャンセル料が発生する場合もある。

大萱委員 延期の場合は、キャンセル料が発生する場合があるということだが、今のところ前段階で判断しているため発生していないという認識をさせていただいた。最終的に実施するのであれば、キャンセル料が発生しないようには是非工夫して取り組んでいただきたい。

若林委員 5ページのNHK全国学校音楽コンクールについて、昨年度は最初から出場しないという記憶があるが、今年度は工夫して準備を進めているということで結構なことと考える。ただ、感染状況によっては取り止めになる場合があり、練習を始めたとしても出場できない場合があるということを経験すると、子ども達が可哀想に感じる部分がある。取り止めになる判断を行う時期や基準等が現段階で分かっているのであれば教えていただきたい。

学校課長 まずは主催者の発表を待つことを基本としていますが、個別状況として各学校における感染状況も確認しながら、総合的に判断することとしています。

教育長 昨年度は、緊急事態宣言が発出されたため、主催者側から開催しないという判断があり、出場できないという判断となった。今年度については、主催者側が判断しきれていないところもあり、現段階では6月まで出場者の募集がある。今のところは準備に取り掛かっているが、必ずしも開催されるというものではなく、見通しは分からない。

宮村委員 亀山市議会6月定例会の開会はいつか。  
教育長 6月4日である。  
宮村委員 2ページの7～8行目、「遠足や運動会、中体連秋季大会等の行事に・・・」とあるが、一番早い開催の運動会である白川小学校の5月22日を皮切りに各校とも実施に進んでいくと思われるが、新型コロナウイルス感染症のこと、早い梅雨入りのこと等状況によっては変わると思われるので、中止等になった場合は修正をお願いしたい。

教育長 白川小学校は現段階では実施予定であり、私も出席予定である。

宮村委員 了解。議会の開会等に合わせて語句の整合を図っていただきたい旨、意見として述べさせていただく。

2 ページ、最下段「スクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーの担当時間」とあるが、「担当」でいいのか。

学校課長 スクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーは学校に常駐しているわけではなく、年間に何時間活用できるという時間単位の指定となっています。よって、「担当時間」とさせていただきました。

宮村委員 亀山市教育委員会の担当か。それぞれの学校か。

学校課長 主に学校に対する担当です。

宮村委員 同ページ中段の「そのような内容に照らして」という部分は「沿って」の方がいいと考える。

教育長 このとおり修正をお願いします。

総務課長 はい。

宮村委員 4 ページ、コミュニティ・スクールについて「各学校における取組事例の交流を進めてまいります」について、具体的な事例等を教えていただきたい。

学校課長 昨年度も同様の取組を行いたいと考えていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により実施出来ませんでした。今年度は全ての学校がコミュニティ・スクールとなったことから、それぞれの学校が取り組んでいること、また各校が行っている地域学習等好事例の情報交換を行いながら、全体の底上げができるようにと考えています。

教育長 昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により集まることが出来なかったが、取り組みを书面報告していただき、好事例の取組実践集を作成して配布している。それを教育委員さんにも届くよう提出をお願いしたい。

学校課長 はい。準備させていただきます。

宮村委員 同ページ、下から8行目「Q-Uアンケート」とあるが、ICTやSDGs等はある程度標準的に使用されていると認識しているが、「Q-Uアンケート」は目新しく感じる。標準的なものか。

学校課長 Q-Uアンケートは長らく亀山市でも取り組んでいます。子どもたちが学級集団で置かれた位置、場合によってははじめを受けていないかとか、そのような内容がこのアンケートから把握できます。

教育相談等の機会に重要な材料となることから、いじめ等の事前防止、また個々の対応を行うためにも今年度も引き続き実施していくこととしています。

教育長 Q-Uアンケートの内容は理解できるが、質問の意図としては、単語として一般的に議会で、また市民の皆様に通じる用語かどうかということであると認識している。もし皆様が理解できない用語であれば使用するのはいか。考え方として「Q-Uアンケート」の記述を削除もできるのではないかと考える。

学校課長 そのとおり修正させていただきます。

宮村委員 5ページ、10行目「健康運動実践指導士等の外部講師を学校及び園に派遣し」とあるが、実際に園に派遣されると思われるが、幼稚園については記述が必要であるのか。

学校課長 この派遣事業については学校教育課が所管しており、予算の執行も行っています。学校にとどまらず各園にも派遣を行っていますので、このような表記をさせていただきました。

教育長 この「園」は、幼稚園を指すのか、認定こども園を指すのかどうか。

学校課長 幼稚園、認定こども園及び保育園を指しています。

教育長 それができるような表現に修正をお願いしたい。

学校課長 はい。

宮村委員 同ページ給食の公会計の導入について、現場の負担や未納者等、現在の状況をお聞かせいただきたい。

総務課長 4月から各保護者の口座より引き落としを行っています。その中で、4月については80数件、口座にお金が入っていない、口座番号に誤りがある等により引き落としが出来ない事案が発生しています。それに対しましては、直接、教育委員会から通知を行いそれぞれの保護者と手続きを行っており、その分の教職員の負担は減っていると判断しています。4月は80数件ですが、それ以降は徐々に減少していくと想定しています。

宮村委員 80数件は公会計の導入により増えたのか、若しくは以前からこの程度の件数であったのか分からないが、この件数については想定内の件数か。

- 総務課長 母体数から判断すると、ほとんどの方がたまたまお金が入っていなかったとか、口座番号が誤っていた等の理由であり、想定の範囲内であると判断しています。
- 宮村委員 逆に教育総務課の担当職員の業務が増えているのではないか。
- 総務課長 公会計については、そのシステムを導入しており、今後の業務も徐々には減っていくと考えています。
- 教育長 今までの経験から判断すると、給食費の未納者は亀山市全体で毎年度5件以下のごく僅かな件数となっている。これは給食費の支払いが遅れた方ではなく、年度末に支払いできていない方を未納者として判断するためである。今回の80数件というのは未納者ではなく、あくまで遅延者という扱いになると考えられる。
- 現況報告としては、給食の公会計化は大変スムーズにスタートしていますと考え、このままの表現で問題ないか。
- 委員全員 問題ない。
- 吉岡委員 6ページ、かめやまお茶の間10選（実践）について、強化週間は去年が1回、今年が2回という認識でいいか。
- 参事生課長 昨年度は10月に一斉の期間で強化週間を設定しました。今年度については、2学期は昨年度と同様の手法となりますが、1学期については各学校の行事や取組に合わせて各学校で設定いただく予定をしています。
- 教育長 社会教育委員から、後に実施したアンケートに関して抽出された学年以外の学年は意識が薄いのではというご指摘があった。このような状況を踏まえた意見と考えていいか。
- 吉岡委員 その状況についてはあまり意識していなかった。
- 教育長 了解。担当課としては、回数を昨年度より増加するということを強調するという理解でいいか。
- 参事生課長 この事業については、かめやまお茶の間10選推進活動計画に基づいて進めていますが、昨年度は初めて強化週間を設けさせていただき、小中学校全学年と保育園、幼稚園全ての保護者に取り組んでいただきました。一方、アンケートについては抽出学年について実施させていただきました。アンケートを実施していない学年については、何も提出していただいていない実状がありますので、まだまだお茶の間10選の取組が浸透していない部分もあり、課題として認識しています。ただ、あくまで家庭教育という中で、このような



一面もありますが、一方ではあまり押し付けにならないようにする必要があり、その兼ね合いは難しいと考えています。

教育長 振り返りカードについて、QRコードを用いてスマートフォン等で返信するという事は出来ないのか。

参事生課長 昨年は紙ベースで保護者の方に依頼しましたが、通知の配布等学校の負担もありますので、今年度の1学期については各学校のメールを活用して周知していただきました。アンケートについても同様のことが出来ないのか検討を進めていますが、今回の1学期については、振り返りカードは現在紙ベースで提出いただいています。

教育長 今後は検討していくという理解でいいか。

参事生課長 はい。

教育長 いくつかご指摘をいただいたので、修正をさせていただきたいが、最終的に私に一任いただくことでよろしいか。

委員全員 はい。

(ほかに質問はなく、議案第39号は可決される)

教育長 議案第40号「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第40号「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会要綱の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、当該委員会については個人情報を取り扱う委員会であることから、会議を原則非公開とするため、また市職員を委員とする場合を想定して委員の任命を行うため、亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会要綱の一部を改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明します。

総務課長 (資料に基づき説明)

宮村委員 改正の趣旨は理解できるが、平成19年に施行した要綱を今回改正するのは何故か。改正内容については、当初から分かっていた内容ではないのか。

総務課長 他の例規との整合性を鑑み、類似する委員会が原則非公開になっているため、同様に整合をさせました。

大萱委員 文言として「委嘱し、または任命する」という表現で問題ないのか。

教育長 教育委員会でも多くの委員会の委員を諮らせていただいているが、市職員ではない方に委員就任を依頼するときは委嘱となる。一方、市職員については任命となる。従って両方とも必要である考えられる。

大萱委員 文言として「委嘱または任命する」ではないか。

総務課長 先月定例会にも諮らせていただいた各委員会の要綱等がありますが、同様の文言となっています。

参事生課長 動詞の並列で「委嘱する」と「任命する」を並べた形の言い回しとなっています。

若林委員 議事録を作成するという条文を追加しているが、これまでも議事録は作成していたのか。

総務課長 これまでも議事録は作成しています。その内容を改めて条文に追加したものです。

(ほかに質問はなく、議案第40号は可決される)

## 10. 協議事項

教育長 協議事項1「令和3年度教育功労者表彰対象者について」説明を求める。

総務課長 (総務課長詳細説明)

教育長 今年度4年目となる教育功労者表彰であるが、資料における教育功労者表彰対象者の選定区分①については、今まで3年間に表彰を行ってきた内容と同様であり、新たに10年経過をした新規の対象者となっている。②については、令和3年度の新規分野として「学術振興、文化財保護関係者」という分野であり、この二つを合わせて表彰していくという提案である。資料に表彰規則等がないが、そのような理解でいいか。

総務課長 はい。

教育長 吉岡委員については、まだ初めての事業となるため、関連する資料等をお渡しいただきたい。

総務課長 はい。

宮村委員 今年度、「学術振興、文化財保護関係者」が新たな分野として追加されたが、一応、これで全ての分野が網羅されたと認識してもいいのか。次年度以降は同様の分野において10年経過の方のみ表彰

を行っていくこととなるのか、若しくは新たな分野の表彰を考えているのか。

総務課長

今年度にて一通りは網羅されたと考えている。

宮村委員

では、全ての分野で今後は10年功績のあった新規の方を表彰していくという認識でいいか。

教育長

例えば、職場体験学習を受け入れていただいている団体や過去には文部科学大臣表彰を受賞している方とか、そのような方を表彰対象として検討する必要はないのか

教育部長

今年度における選定区分については、一旦本日お示しさせていただいている方を表彰対象とするという調整にて進めています。原則、今後は新たに10年を迎える方が表彰対象となりますが、その対象者だけではなく、それ以外の功績があると判断できる分野の方々につきましても、状況に応じて適宜協議を行っていきたいと考えています。

宮村委員

今回挙げた分野には属さないが、その他功績のあった方についても表彰するという考え方もあるという理解でいいか。

教育部長

はい。

教育長

「学術振興、文化財保護関係者」の表彰者について、現在のところの見込み人数はどの程度か。

教育部長

文化財保護関係につきましても、指定文化財だけではなく未指定の文化財の保存活動をしている方であるとか、史跡の清掃活動をしている方とかを含めて、広い洗い出しを行うことを担当部署に伝えています。現在はそのような状況であるため、どの程度の人数となるのか、実数把握は出来ていません。また、学術振興関係につきましても、市域において地道な調査活動をされている方になろうかと想定していますが、あまりたくさんはいらっしやらないとは聞いています。こちらの分野についても幅広く洗い出していくよう担当部局に依頼しています。

教育長

資料にある上4つの分野については、小中学校長に依頼するのか。

教育部長

はい。事務局と学校長を通じて洗い出しを行う予定です。

教育長

過去の表彰者リスト等を各学校に提示するなど丁寧かつ迅速な対応を願う。

教育部長

はい。

## 1 1. 報告事項

- 教育長 冒頭でもお話をさせていただいたが、本日は各報告事項について事務局の説明を求めないこととする。事前に資料をご確認いただいた中で、ご質問等あるか。
- 若林委員 報告事項4「教科用図書採択事務計画について」昨年度も採択会議が開催されたにもかかわらず今年度も開催となるとのことだが、どのような経緯であるのか。
- 学校課長 昨年度の採択後に自由社の歴史教科書が検定を合格したため、既に採択されたものと比較し、再度採択するという手続きが生じたためです。これは全国的なものです。
- 大萱委員 採択する会議の開催が早すぎたということはないのか。
- 学校課長 今年度から使用する教科書であるため、昨年採択事務にかかる時期は適正であったと認識しています。その採択後に、自由社の教科書が検定を合格したという通知があり、この時期に再度採択事務を行う必要が発生しました。
- 大萱委員 令和4年度に使用する教科書を昨年度決定したということか。
- 学校課長 昨年度採択したのは令和3年度に使用する教科書です。その後、令和4年度に使用する教科書について新たに検定を合格した教科書が出てきたということです。
- 教育長 一般的には指導要領が変わるときに、教科書に係る事業者が教科書を作成するものであり、今までの状況から判断すると極めて異例な事案であると認識している。
- 宮村委員 報告事項7「工事及び委託事業の発注状況について」の学級集団アセスメントQ-U調査業務委託について、請負業者の株式会社ワークスとはどのような業者か。単に分析会社でもないのか。
- 学校課長 教材等を取りまとめる取り次ぎ業者であり、この会社が心理分析を行っているわけではありません。心理分析等を専門的に行っている会社の業務を取りまとめている業者と認識いただければと思います。
- 宮村委員 この業者が資料等を取りまとめて、その資料を以て専門の業者が分析等を行う旨理解した。その中で、委託の概要として「学級集団アセスメントの購入」とあるが、これはどのような業務か。

学校課長            アンケート用紙を購入する業務です。業務として各学校における分析、資料提供等の取りまとめまで行っていただいています。

教育長             Q-Uアンケートは全国に通用するものであり、集団又は学級の満足度について、例えばみんなから受け入れられていないとか学級で孤立しているとかが採点結果として分かるものである。この分析については、東京の分析業者にて一人ひとりのものを人の手で分析しているものではなく、いくつもの質問の回答をコンピュータが解析している。教育の世界では有名な調査であり、亀山市でも10年以上前から実施している。

宮村委員           子どもたちの満足度調査だけというわけではないのか。

教育長             そうではなく、質問内容ももっと多岐に渡っており、総合的に分析がなされるものである。

若林委員           報告事項1「令和3年度教育要覧について」20、21ページのグラフについて、説明漏れの箇所があると思われるため修正いただきたい。

総務GL            修正し再度提出します。

## 12. 閉会

午後5時40分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員